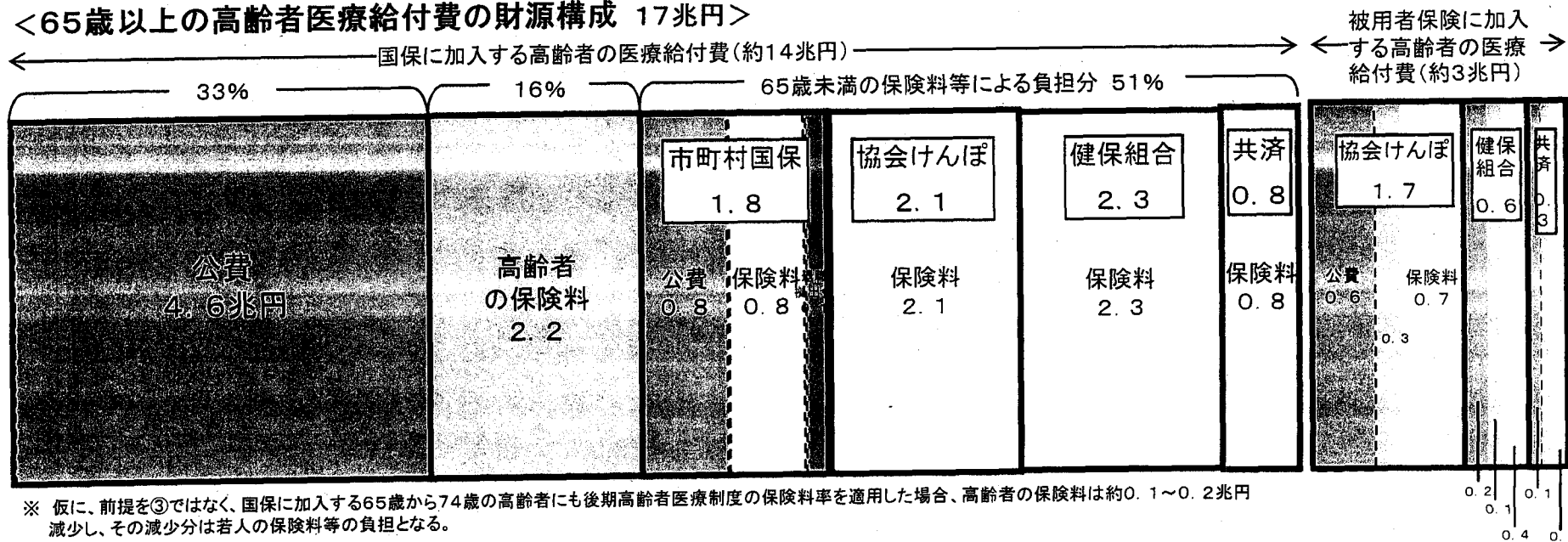


B案-I

<前提>

- ① 65歳以上の高齢者は国保(但し、被用者保険の被保険者及び被扶養者は被用者保険)に加入
 - ※ 国保に加入する高齢者;約2300万人、被用者保険に加入する高齢者;470万人
- ② 75歳以上の高齢者の医療給付費に約5割の公費を投入
 - ※ 高齢者の医療給付費については、国民全体で支えるという考え方の下に、被用者保険に移行する高齢者に対する医療給付費についても、引き続き、国及び地方自治体からの公費を投入
- ③ 国保に加入する高齢者の保険料の総額は現行と同額
- ④ 65歳未満の保険料による負担分については、市町村国保と被用者保険の間は加入者数に応じて按分し、被用者保険者間も総報酬額に応じて按分

<65歳以上の高齢者医療給付費の財源構成 17兆円>



<現行制度からの財政影響>

保険料(65歳未満)				公費
協会けんぽ	健保組合	共済	市町村国保	
0.3兆円	0兆円	0兆円	0.6兆円	▲0.9兆円

※ 公費が減少することも踏まえ、市町村国保及び協会けんぽの負担軽減策を講じる必要がある。

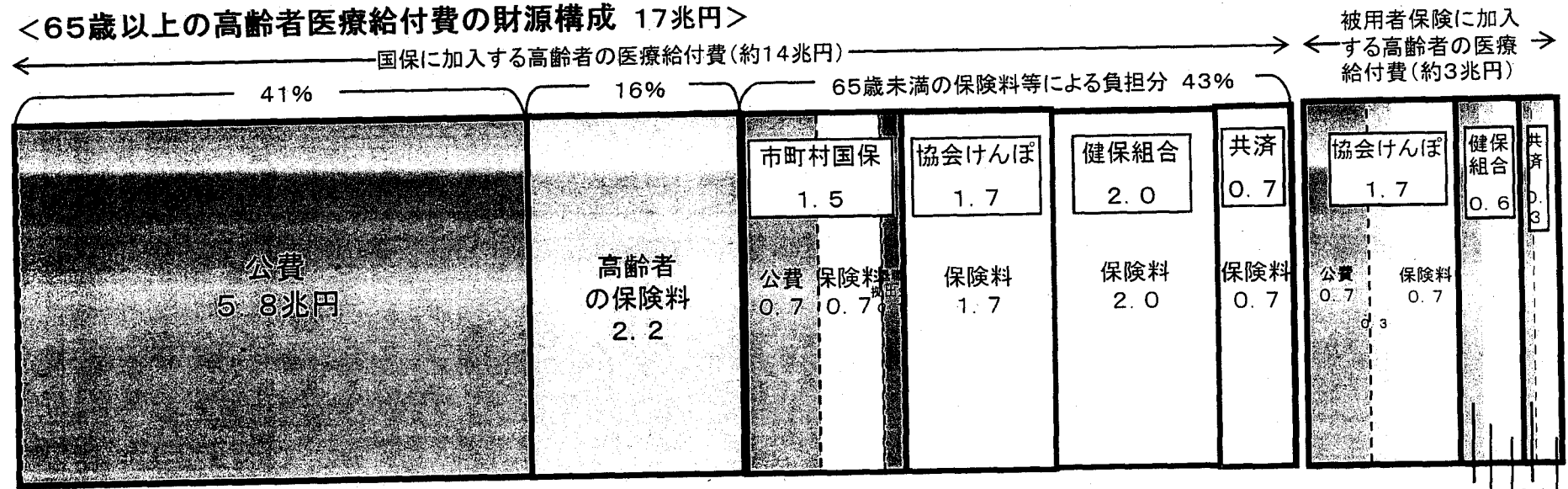
※ 保険料には、保険料軽減等に対する定額公費が含まれていることから、実際には定額公費を差し引いた額となる。
 ※ 退職拠出金は、市町村国保に加入する退職者医療制度の対象者に係る高齢者医療の支援金である。

B案-Ⅱ

<前提>

- ① 65歳以上の高齢者は国保(但し、被用者保険の被保険者及び被扶養者は被用者保険)に加入
 - ※ 国保に加入する高齢者:約2300万人、被用者保険に加入する高齢者:470万人
- ② 70歳以上の高齢者の医療給付費に約5割の公費を投入
 - ※ 高齢者の医療給付費については、国民全体で支えるという考え方の下に、被用者保険に移行する高齢者に対する医療給付費についても、引き続き、国及び地方自治体からの公費を投入
- ③ 国保に加入する高齢者の保険料の総額は現行と同額
- ④ 65歳未満の保険料による負担分については、市町村国保と被用者保険の間は加入者数に応じて按分し、被用者保険者間では総報酬額に応じて按分

<65歳以上の高齢者医療給付費の財源構成 17兆円>



※ 仮に、前提を③ではなく、国保に加入する65歳から74歳の高齢者にも後期高齢者医療制度の保険料率を適用した場合、高齢者の保険料は約0.1~0.2兆円減少し、その減少分は若人の保険料等の負担となる。

<現行制度からの財政影響>

保険料(65歳未満)				公費
協会けんぽ	健保組合	共済	市町村国保	
▲0.1兆円	▲0.5兆円	▲0.1兆円	0.5兆円	0.2兆円

※ 公費の増加に加え、市町村国保の負担軽減策を講じるが必要となる。

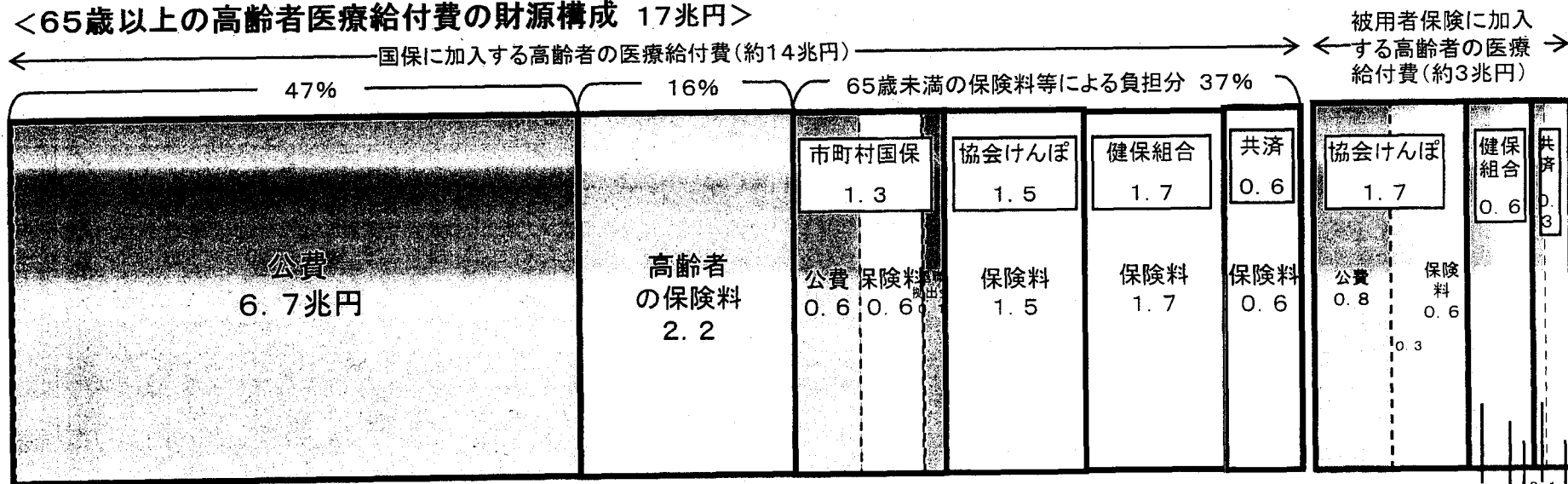
※ 高齢者の医療給付費の定率公費については、70歳以上の高齢者の現役並み所得者の割合から47%とした。
 ※ 保険料には、保険料軽減等に対する定額公費が含まれていることから、実際には定額公費を差し引いた額となる。
 ※ 退職拠出金は、市町村国保に加入する退職者医療制度の対象者に係る高齢者医療の支援金である。

B案一Ⅲ

<前提>

- ① 65歳以上の高齢者は国保(但し、被用者保険の被保険者及び被扶養者は被用者保険)に加入
 ※ 国保に加入する高齢者;約2300万人、被用者保険に加入する高齢者;470万人
- ② 65歳以上の高齢者の医療給付費に約5割の公費を投入
 ※ 高齢者の医療給付費については、国民全体で支えるという考え方の下に、被用者保険に移行する高齢者に対する医療給付費についても、引き続き、国及び地方自治体からの公費を投入
- ③ 国保に加入する高齢者の保険料の総額は現行と同額
- ④ 65歳未満の保険料による負担分については、市町村国保と被用者保険の間は加入者数に応じて按分し、被用者保険者間には総報酬額に応じて按分

<65歳以上の高齢者医療給付費の財源構成 17兆円>



※ 仮に、前提を③ではなく、国保に加入する65歳から74歳の高齢者にも後期高齢者医療制度の保険料率を適用した場合、高齢者の保険料は約0.1~0.2兆円減少し、その減少分は若人の保険料等の負担となる。

<現行制度からの財政影響>

保険料(65歳未満)				公費
協会けんぽ	健保組合	共済	市町村国保	
▲0.5兆円	▲0.8兆円	▲0.2兆円	0.4兆円	1.2兆円

※ 公費を増加させることに加え、市町村国保の負担軽減策を講じる必要がある。

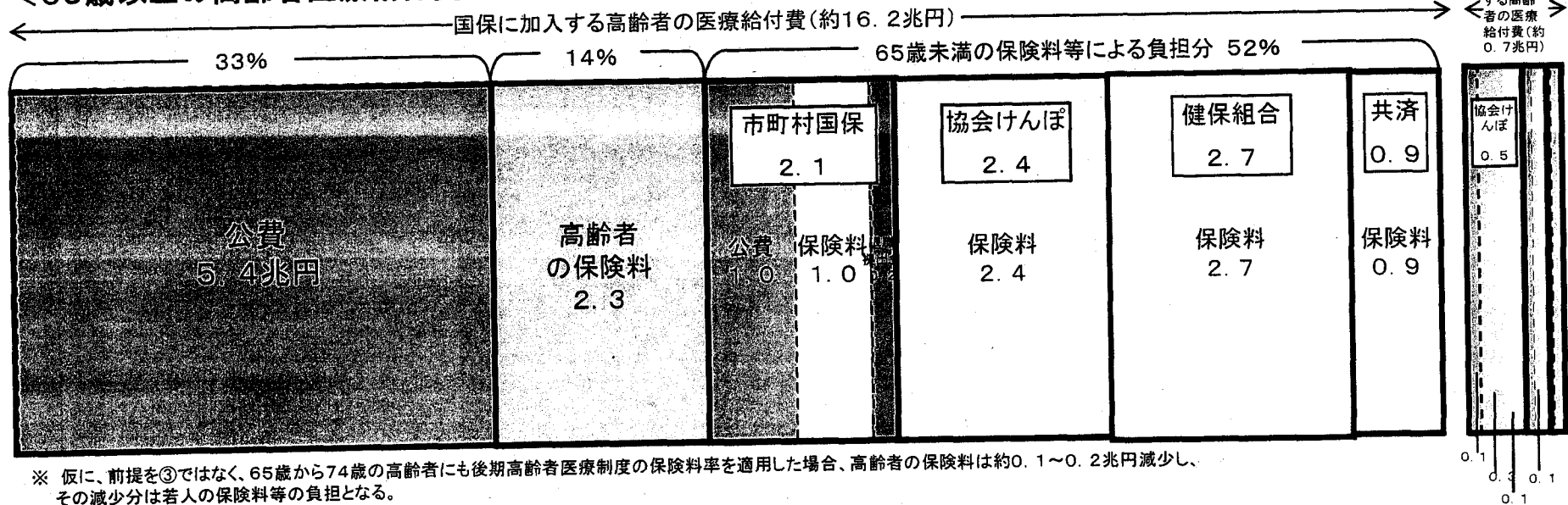
- ※ 高齢者の医療給付費の定率公費については、70歳以上の高齢者の現役並み所得者の割合から47%とした。
- ※ 保険料には、保険料軽減等に対する定額公費が含まれていることから、実際には定額公費を差し引いた額となる。
- ※ 退職拠出金は、市町村国保に加入する退職者医療制度の対象者に係る高齢者医療の支援金である。

C案-I

<前提>

- ① 65歳以上の高齢者は国保(但し、被用者保険の被保険者は被用者保険)に加入
 ※ 国保に加入する高齢者:約2650万人、被用者保険に加入する高齢者:160万人
- ② 75歳以上の高齢者の医療給付費に約5割の公費を投入
 ※ 高齢者の医療給付費については、国民全体で支えるという考え方の下に、被用者保険に移行する高齢者に対する医療給付費についても、引き続き、国及び地方自治体からの公費を投入
- ③ 国保に加入する高齢者の保険料の総額は現行と同額
- ④ 65歳未満の保険料による負担分については、市町村国保と被用者保険の間は加入者数に応じて按分し、被用者保険者間は総報酬額に応じて按分

<65歳以上の高齢者医療給付費の財源構成 17兆円>



※ 仮に、前提を③ではなく、65歳から74歳の高齢者にも後期高齢者医療制度の保険料率を適用した場合、高齢者の保険料は約0.1~0.2兆円減少し、その減少分は若人の保険料等の負担となる。

<現行制度からの財政影響>

保険料(65歳未満)				公費
協会けんぽ	健保組合	共済	市町村国保	
0兆円	0.1兆円	0兆円	0.8兆円	▲0.9兆円

※ 公費が減少することも踏まえ、市町村国保の負担軽減策を講じる必要がある。

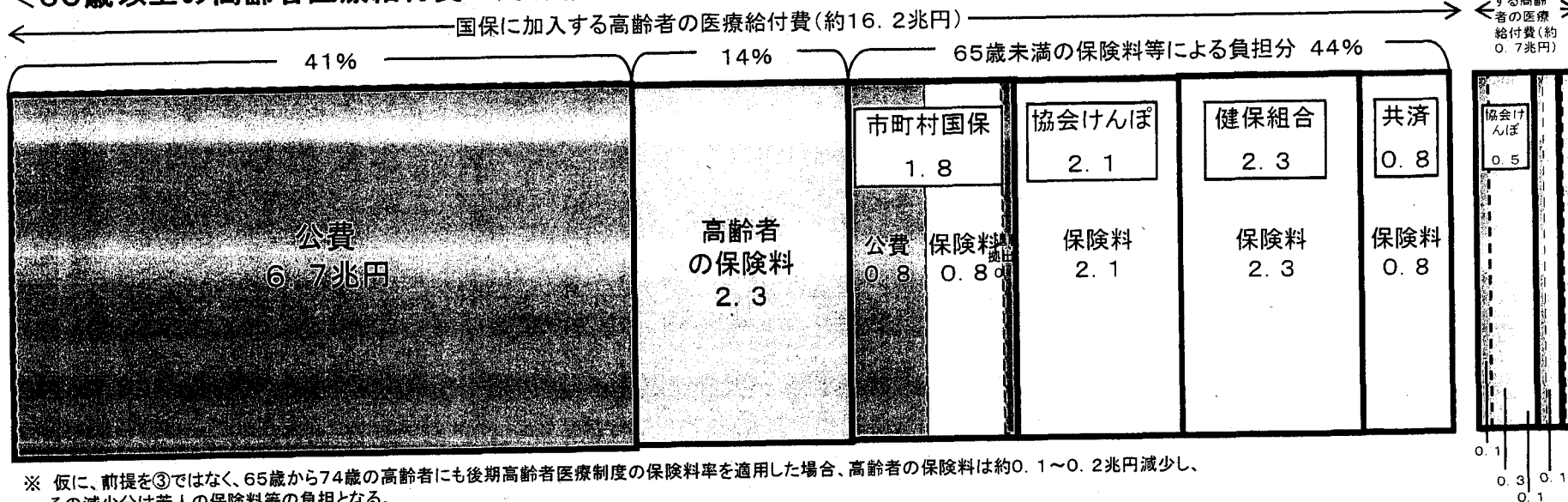
- ※ 高齢者の医療給付費の定率公費については、70歳以上の高齢者の現役並み所得者の割合から同じ47%とした。
- ※ 保険料には、保険料軽減等に対する定額公費が含まれていることから、実際には定額公費を差し引いた額となる。
- ※ 65歳未満の被用者保険の被扶養者が国保に移行する影響を含む。
- ※ 退職拠出金は、市町村国保に加入する退職者医療制度の対象者に係る高齢者医療の支援金である。

C案-Ⅱ

<前提>

- ① 65歳以上の高齢者は国保(但し、被用者保険の被保険者は被用者保険)に加入
 ※ 国保に加入する高齢者;約2650万人、被用者保険に加入する高齢者;160万人
- ② 70歳以上の高齢者の医療給付費に約5割の公費を投入
 ※ 高齢者の医療給付費については、国民全体で支えるという考え方の下に、被用者保険に移行する高齢者に対する医療給付費についても、引き続き、国及び地方自治体からの公費を投入
- ③ 国保に加入する高齢者の保険料の総額は現行と同額
- ④ 65歳未満の保険料による負担分については、市町村国保と被用者保険の間は加入者数に応じて按分し、被用者保険者間は総報酬額に応じて按分

<65歳以上の高齢者医療給付費の財源構成 17兆円>



<現行制度からの財政影響>

保険料(65歳未満)				公費
協会けんぽ	健保組合	共済	市町村国保	
▲0.4兆円	▲0.4兆円	▲0.1兆円	0.6兆円	0.3兆円

- ※ 高齢者の医療給付費の定率公費については、70歳以上の高齢者の現役並み所得者の割合から47%とした。
- ※ 保険料には、保険料軽減等に対する定額公費が含まれていることから、実際には定額公費を差し引いた額となる。
- ※ 退職拠出金は、市町村国保に加入する退職者医療制度の対象者に係る高齢者医療の支援金である。

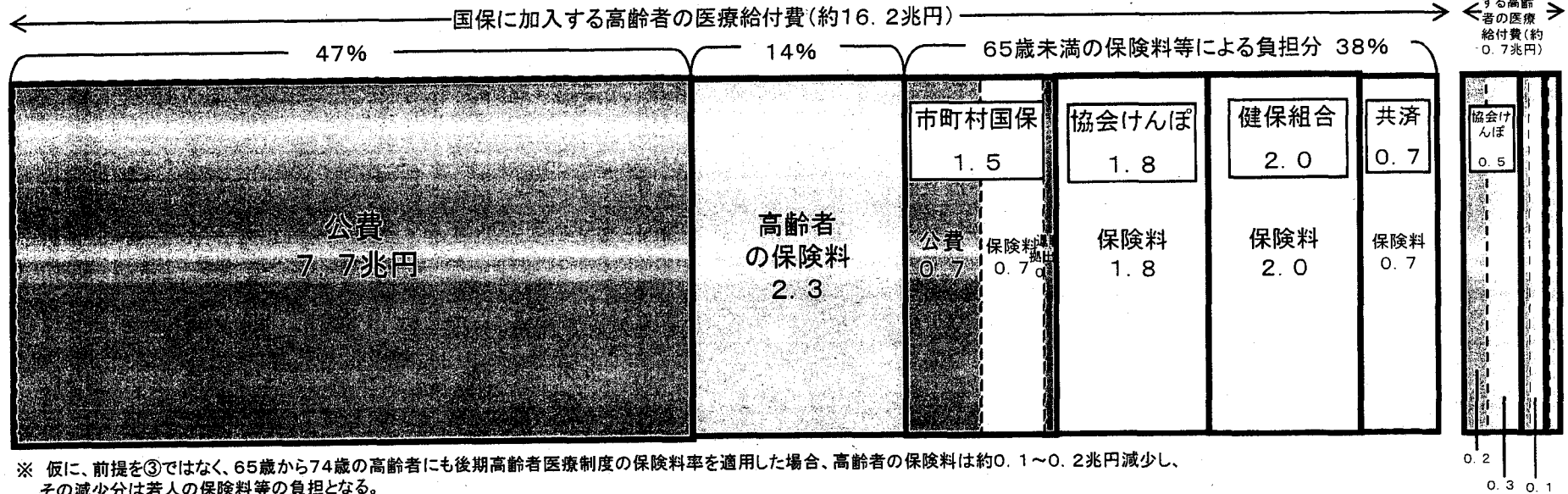
※ 公費を増加させることに加え、市町村国保の負担軽減策を講じる必要がある。

C案-III

<前提>

- ① 65歳以上の高齢者は国保(但し、被用者保険の被保険者は被用者保険)に加入
 - ※ 国保に加入する高齢者;約2650万人、被用者保険に加入する高齢者;160万人
- ② 65歳以上の高齢者の医療給付費に約5割の公費を投入
 - ※ 高齢者の医療給付費については、国民全体で支えるという考え方の下に、被用者保険に移行する高齢者に対する医療給付費についても、引き続き、国及び地方自治体からの公費を投入
- ③ 国保に加入する高齢者の保険料の総額は現行と同額
- ④ 65歳未満の保険料による負担分については、市町村国保と被用者保険の間は加入者数に応じて按分し、被用者保険者間には総報酬額に応じて按分

<65歳以上の高齢者医療給付費の財源構成 17兆円>



<現行制度からの財政影響>

保険料(65歳未満)				公費
協会けんぽ	健保組合	共済	市町村国保	
▲0.7兆円	▲0.7兆円	▲0.2兆円	0.5兆円	1.3兆円

※ 公費を増加させることに加え、市町村国保の負担軽減策を講じることが必要となる。

- ※ 高齢者の医療給付費の定率公費については、70歳以上の高齢者の現役並み所得者の割合から47%とした。
- ※ 保険料には、保険料軽減等に対する定額公費が含まれていることから、実際には定額公費を差し引いた額となる。
- ※ 退職拠出金は、市町村国保に加入する退職者医療制度の対象者に係る高齢者医療の支援金である。